

業務委託契約書

- 1 委託業務の番号及び名称 第25-60110-0001号
いわき事業所給水業務委託
- 2 業務場所 いわき市泉町字小山地内外
磐城・勿来・小名浜工業用水道
- 3 履行期間 令和7年 月 日から
令和10年3月31日まで
- 4 業務委託料 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
- 5 契約保証金 金 円也

上記の委託業務について、発注者 福島県 と 受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 住所 福島県いわき市泉町字小山310番地

氏名 福島県
福島県企業局いわき事業所長 安藤 淳也

受注者 住所

氏名

(総則)

- 第1条 受注者は、別冊の「委託仕様書」及び「特記仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の業務委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていないものがある場合には、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、発注者が第6条の規定に基づき通知する監督員の指示に従うものとする。
- 3 この契約に基づき、又はこの契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は発注者の指定するものを除き、監督員を経由しなければならない。
- 4 前項の書類は、監督員に提出された日をもって、発注者に提出された日とみなすものとする。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行による生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項及び第5項の規定は、発注者が、福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）第179条の規定により契約保証金を免除した場合（同条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。）は適用しない。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

6 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、書面による発注者の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務

をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は下請けさせてはならない。

(秘密の保持等)

第5条 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし書面により発注者の承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 受注者が、業務を遂行するにあたり、発注者に提出した書類等の著作権、発明考案した施工方法の特許権等の取得及び行使については、発注者と受注者とが協議して別に定める。

(監督員)

第6条 発注者は、受注者の業務の履行について監督を行う監督員の氏名を書面により受注者に通知するものとする。

2 監督員は、仕様書に定められた事項の範囲内において次の各号に掲げる業務等を行うものとする。

(1) 契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議

(2) 受注者の業務の履行のために必要な図書の作成若しくは交付又は受注者が作成したこれらの図書に対する承諾

(3) 仕様書に基づく業務の履行状況の確認

3 前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面によりこれを行わなければならない。

(運転技術員)

第7条 受注者は、受注者の職員を運転技術員と定め、書面により発注者に通知するものとする。

2 受注者は、前項の運転技術員のうちから総括責任者及び副総括責任者を定め、業務全般の掌握及び指導監督を行わせなければならない。

3 発注者又は監督員は、運転技術員のうちに業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示して、その変更を求めることができる。

4 受注者は、運転技術員を変更しようとするときは、発注者の承諾を受けなければならない。

(貸与物品)

第8条 発注者は、受注者に対し、受注者が業務を履行するために必要な施設その他の書類及び物品（以下「貸与物品」という。）を貸与するものとする。

2 受注者は、業務が完了した場合又は第17条、第18条又は第20条の規定により契約が解除された場合には前項の貸与物品を遅滞なく、発注者に返還しなければならない。

(業務履行状況の報告)

第9条 発注者又は監督員は、必要と認めるときは受注者の業務について調査し、又は業務の履

行状況の報告を求めることができるものとする。

(業務内容の変更、中止等)

第10条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託期間又は業務委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額については発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止のため特に必要があると認めるときは、発注者に対し臨機の措置をとることを求めることができる。

2 受注者は、前項の規定により臨機の措置を求めるときは、直ちにその事由を書面で監督員に提出しなければならない。

(損害負担)

第12条 業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合には、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(業務完了届及び検査)

第13条 受注者は、その月の委託業務が完成したときは、遅滞なく発注者に対して委託業務完了（中間）届（各会計年度4月から2月までの各月）又は委託業務完了届（各会計年度3月）に成果品を添え提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務完了（中間）届又は委託業務完了届を受領したときは、その日から10日以内に、提出された成果品について必要がある場合は現地調査を行い検査しなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

4 受注者は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、発注者に補正完了の届けを提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については第2項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第14条 受注者は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、各会計年度における業務委託料（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の支払額を次のとおり請求することができる。

令和7年度 金

円

令和8年度 金 円

令和9年度 金 円

- 2 各会計年度4月から2月までの各月の支払額は、前項で定める各会計年度支払額の1/2分の1の額（1円未満の端数は切り捨て）とする。なお、各会計年度3月の支払額については、前項で定める各会計年度支払額から、4月から2月までの支払合計額を引いた額とする。
- 3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 4 業務委託料に変更があった場合の各月の支払額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（遅延利息）

第15条 発注者の責めに帰すべき事由により、前条第3項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任）

第16条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者がその責めに帰すべき事由により、業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由がなく業務に着手しないとき。

- (3) 第6条の規定に基づく監督員の指示に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと発注者が認めるとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第5号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第

2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第1項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(賠償の予約)

第19条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず賠償金として、この契約による業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他発注者が特に認める場合
- (2) 前条第1項第3号のうち、受注者に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者の解除権)

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定により業務内容を変更等したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能になった場合

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する経費は、受注者の負担とする。

(個人情報の保護)

第22条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、

別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定める。

(紛争の解決方法)

第24条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人

情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第 9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(調査等)

第 10 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実際に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第 11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第 13 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。